

令和3年9月17日

一の宮中学校保護者 様

阿蘇市立一の宮中学校

PTA 会長 市原 誠一郎

校 長 井上 利之

熊本県内での自転車損害賠償保険等への加入義務化について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から本校教育活動に御支援、御協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、熊本県では「熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行により、令和3年10月1日より県内で自転車を利用する場合は自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。本校では、自転車通学及び部活動時の自転車使用の許可条件として自転車保険の加入を義務づけているため、自転車使用許可を受けている生徒についてはすでに保険等に加入済みですが、それ以外の生徒でまだ自転車保険等に加入されていない場合、自転車を利用するのであれば、自転車損害賠償保険等への加入が必要となります。

つきましては、保険加入がまだお済みでない方は、速やかな保険加入を御検討願います。

なお、6月に「生徒へ貸与するタブレットの破損等にも対応する保険」として一度紹介しました「県 PTA 連合会小・中学生総合保障制度」は、今回の自転車条例にも対応している旨の連絡（別紙資料）がありました。資料を配付いたしますので、御一読のうえ必要であれば、各家庭で対応をお願いします。